

金融監督等にあたっての留意事項について（抄）

—事務ガイドライン—

第一分冊：預金取扱い金融機関

1－2 早期警戒制度について

1－2－1 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。

1－2－2 収益性改善措置

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。

1－2－3 信用リスク改善措置

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。

1－2－4 安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。

1－2－5 資金繰り改善措置

預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求るとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。

1－2－6 業務改善命令

以上の措置に関し、改善計画を確実に実行せざる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

早期警戒制度について

